

中国の経済改革と私有企業の成長¹

李 建平*

1. はじめに

1949年に国内戦争で蒋介石の中国国民党に勝った中国共産党は、中華人民共和国を建国した。それと同時に、毛沢東を中心とする中国共産党指導部は、ソ連に倣って社会主義の道を進めることに決定した。1949～52年という経済の回復期に、旧財閥企業（官僚資本）や外資企業が国有化されたが、公私合営企業、私営企業、個人企業など多様な企業形態の存在が容認された。しかし、1953年にすべての私有制の企業に対しての国有化はスタートした。それはいわゆる社会主義改造というものである。1956年にその社会主義改造が完成し、私有企業は消滅した。

1977年に文化大革命中、毛沢東による批判で失脚した鄧小平は、葉建英、李先念、王震など中国共産党の長老らの支持により、国務院副総理として政治舞台に戻ってきた。さらに、1978年に中国共産党第11期中央委員会第3回総会において、「二つのすべて論」を堅持した華国鋒が批判され権力中心から追放されたことをきっかけに、鄧小平が実際の最高指導者の地位が確立した。それで、鄧小平を中心とする中国共産党指導部は、毛沢東の階級闘争や政治を優先する路線を廃止し、経済建設を中心とする路線を決めたと同時に、経済体制の改革および対外開放の戦略を明確にした。それから、経済改革の進展に伴って、私有企業は徐々に発展してきたが、私有企業の発展は、順風満帆ではない。その途中には陳雲を代表とする保守勢力から批判されたことがあり、とりわけ1989年の天安門事件の発生により、経済改革自体も一時停滞した。しかし、1992年に鄧小平は、「南巡講話」を行って、中国において改革に抵抗する保守勢力の台頭を抑えたのみならず、社会主義市場経済路線を確立させるとともに、経済改革も継続させることができた。そこで、私有企業は再び発展するチャンスを得た。特に2001年中国のWTO加盟以後、多くの私有企業は、上場を目指す努力や

¹ 平成29年度専修大学研究助成（研究課題「中国の民営企業の成長と政府政策」）による研究成果の一部である。
*専修大学経営学部教授

最新の企業管理ノウハウの導入や技術革新などによりさらに速いテンポで発展してきた。

1978年に鄧小平による経済改革については、途中に保守勢力の抵抗や中央政府の政策の変化があったので、初期の改革（1978-88年）、第二段階の改革（1992-2004年）、第三段階の改革（2005-現在）という三つの時期に分けて見る必要がある。各時期の政策により、私有企業の発展のテンポが異なる。本稿は、いままでの主要な既存研究や中国政府が公開した資料などを踏まえて、私有企業に対する中国政府の政策の変化や私有企業の発展を述べた上で、現在、中国の私有企業にはどんな深刻な問題があるのかを指摘する。

本稿の構成は以下の通りである。まず、第2節では、1978年の改革が始まってから現在までの中国の主要な企業形態を説明する。次に、第3節、第4節、第5節のそれぞれにおいて初期の改革、第2段階の改革、第3段階の改革による私有企業に対する政策およびそれらの政策による私有企業の変化を述べる。第6節はまとめと展望である。

2. 主要な企業形態

1978年に改革開放が始まってから現在までに中国において、国有企業、集団企業、連営企業という公有企業の以外に、私有企業として相前後して個人企業、私営企業、株式合作企業、有限責任会社、株式有限会社、外資投資企業のような企業形態が現れた。以下に公有企業と私有企業という二つのグループに分けて中国の企業形態を紹介する。

2.1 公有企業

中国の公有企業には、国有企業、集団企業、連営企業という三つの企業形態が含まれる。まず、国有企業は、企業内のすべての資産が国家に所有され、「中華人民共和国企業法人登記管理条例」に基づいて登記された経済組織である。国有資産管理権限によって、中央政府に管理される中央国有企業および地方政府に管理される地方国有企業に分類される。社会主義改造²が完成した1956年から1992年までの間にそれは国营企業と呼ばれた。1993年3月に憲法改正によって、国营企業から国有企業へ名称が変更された。次に、集団企業は、国有企業と同様に国家からの投資で作られ、支配権も収益権も最終的に政府が持つ公有企業であり、それは大きく二つのタイプに分けられ、一つは都市部の地方政府（市、区、街道）が管理する集団企業であり、もう一つは農村部の地方政府（郷、鎮、村）が管理する集団企業である。最後に、連営企業は、二つ以上の企業法人などで共同出資によって設立され、共同経営を行われる公有企業である。1980年代の初期に、経営請負制や市場メカニズムの導入によって、中央国有企業と地方国有企業、および地方国有企業同士は、相互にライバル関係となり、それぞれの自分の利益を保護するために人為的に参入障壁を作り出した。したがって、全国の各分野の市場は、縦割りや横割りのように分割され、全国統一の市場形成が妨げられた。特に各地方政府の産業政策は地方保護主義の色が強かった。中国国務院は、市場分割や地方保護主義の弊害をなくすために、1980年7月に「経済連合の促進に関する暫定規定」を公表し、国有企業に横の経済連合組織とする連営企業を作らせた。1981年2月に第1号の連営企業の東風自動車工業

² 社会主義改造とはプロレタリア独裁下で生産手段の私有制を社会主義的な公有制に変革することをいう。これには農業、手工業、資本主義商工業の社会主義改造が含まれる。それは1953年から始まり、1956年に完成した。

連営会社は、第2自動車製造工場を中心に、杭州自動車製造工場、広州自動車製造工場、漢陽自動車製造工場、重慶自動車製造工場など八つの地域の八つの国有自動車メーカーの共同出資で作られた。

2.2 私有企業

個人企業は個人または家族の出資で地方政府の工商管理局から営業許可を得た経済組織であり、そこでは8人以下の労働者を雇うことができ、出資者は無限責任を負う。私営企業は個人の出資で地方政府の工商管理局から営業許可を得た経済組織であり、そこでは8人以上の労働者を雇うことができ、出資者は無限責任を負う。したがって、個人企業と私営企業の間に共通の性質がある。個人企業の場合には、個人または家族のどちらからの出資でも許される。それに対して、私営企業の場合には、個人のみによる出資で作られ、8人以上の労働者を雇える。これは両者の違うところである。

有限責任会社は、「中華人民共和国会社登記管理条例」に基づいて登記し、2人以上50人以下の社員が共同出資で設立する経済組織であり、そこでは社員は有限責任を負い、全社員によって構成される社員総会は会社の最高意思決定機関である。それに対して、株式有限会社は、「中華人民共和国会社登記管理条例」に基づいて登記し、会社の資本を均一金額の株式に分割し、株式発行によって資本を調達し、株主はその出資額を限度とする有限責任を負い、会社がその全資本をもって会社債務に責任を負う経済組織であり、その最高意思決定機関は株主総会である。

株式合作企業は従業員全員の出資と外部投資者の出資で作られる経済組織である。それは株式有限会社と異なる性質を持っている。1990年2月に中国農業部による「農民株式合作企業暫定規定」および1997年8月に中国国家体制改革委員会による「都市株式合作企業の発展に関する指導意見」を踏まえて、その性質を以下にまとめる。

- (1) 従業員は出資者であると同時に、労働者でもあり、そこでは共同で経営し、営業リスクを共同で分担する。
- (2) 企業の最高意思決定機関は従業員によって構成される株主総会であり、その議決権は1人1票であり、つまり株主同士は平等の議決権を持つ。
- (3) 株主の責任は有限責任であり、企業が負債に対して全資本をもって責任を負う。株主は出資を取り戻すことができない。
- (4) 労働による分配および出資額による配当が行われ、従業員全員が企業の利益を共有する。

外商投資企業には中外合資経営企業、中外合作経営企業、外資企業、外商投資株式有限会社という四つの企業形態が含まれる。

(1) 中外合資経営企業

中外合資経営企業は外国の企業または外国人と中国の企業が『中華人民共和国中外合資経営企業法』などの法律に基づいて、定款に定められた割合による出資で設立し、共に利益を享受し、共にリスクを分担する企業である。

(2) 中外合作経営企業

中外合作経営企業は外国の企業または外国人と中国の企業が『中華人民共和国中外合作経営企業法』などの法律に基づいて、定款に定められた割合で出資し、または他の条件で出資し、共に利益を享受し、共にリスクを分担する企業である。

(3) 外資企業

外資企業は「中華人民共和国外資企業法」などの法律に基づいて、中国で外国の投資者によって全資本を出資して、設立された企業である

(4) 外商投資株式有限会社

外商投資株式有限会社は「外商投資方向を指導する暫定規定」および中国の関連法律に基づいて、中国対外貿易経済部によって承認され、しかも外国の投資者によって所有された株式が会社の登録資本の25%以上を占める株式有限会社である。外国の投資者によって所有される株式が会社の登録資本の25%以下である企業は内資企業の株式有限会社である。

3. 初期の改革による私有企業の復活（1978～89年）

1957年から78年までの間に、中国経済は国有制の統一天下となっていた。1978年に市場志向の改革がひとたび始まると、国有制が独占する古い枠組を打ち破り、私有企業を無から生み出させる必要がある。しかし、陳雲、胡喬木、鄧力群をはじめとする保守派による抵抗が強いので、その目的を簡単に実現することができないのである。したがって、鄧小平、胡耀邦、趙紫陽を代表とする市場志向の改革派は、漸進主義のアプローチをとって、私有企業の誕生・発展を徐々に推進していた。

1976年に毛沢東の死亡をきっかけに、文化大革命（1966-76年）に終止符が打たれた。1978年に中国共産党第11期中央委員会第3回総会で政治優先の路線と決別し、経済重視の方針が決定された。

1979年に鄧小平は、外資の受け入れと華僑による工場設置を認めると発言した。また、中国政府は、1956年に社会主義改造を受けた元工商業者に企業の設立を提案した。同年に、大勢の「下放」された知識青年³の都市への復帰に伴い、全国で1,500万人の新たな就職口を創出する必要があった。そのため、薛暮橋などの経済学者は、都市部の失業者が個人経営に従事することを許し、例えば、品物を仕入れてよそへ運んで売ることを許してもいいという提案を中央政府に出した。中央政府は、その提案を受け入れて、各地方政府に都市の戸籍をもつ住民の中の就職先がない余剰労働力が、修理・サービス・手工業の個人労働に従事することを許可してもよいが、労働者を雇用することを許さないと指示した⁴。それを受けて、各地方政府は、都市の住民に自営業の営業許可書を出し始めた。最初の個人の自営業が、1979年に中国の南の広東省広州市に床屋、靴修理、傘修理、家具修理、時計修理、露天飲食業などの形で現れた。同年年末までに全国で約10万人の自営業者が営業許可を取得した⁵。

ただし、この時点で、労働者の雇用は禁止された。また、自営業者の社会地位が低かった。当初、多くの都市の住民および保守派の幹部たちは、イデオロギー的に自営業が「資本主義の尻尾」と考えていたので、自営業を軽蔑したのみならず、強い批判をもした。さらに、制度上、自営業者に対して、過剰課税、銀行からの融資や労働者の雇用の制限などがあった。したがって、1978年代から89年までの市場志向の経済改革および私有企業の発展は順調ではなかった。

しかし、中国共産党指導部の中では、鄧小平、胡耀邦、趙紫陽などの改革派の粘り強い努力や薛

³ 下放された知識青年とは、文化大革命の間に毛沢東の呼び掛けに応じて、都市から農村に移住し、農民と一緒に働き、農民からの教育を受けた高校生や大学生たちのことである。

⁴ 呉敬璉（1999）p167を参照されたい。

⁵ 丹沢安治（2009）p99を参照されたい。

暮橋、呉敬璉、厉以寧などの経済学者からの有力な理論支援によって、改革は、試行錯誤しながら、前の方に押し進められた。

1980年8月に、中国共産党中央委員会による全国労働就業工作会議で、組織的な雇用促進と自主的職業選択を同時進行で行う方針が決定されたことにより、個人企業の発展が促進され、その年度末に全国で個人企業は80万社以上に増えた。

1981年6月に、中国共産党第11期第6回総会による「建国以来党の若干問題に関する決議」で、私有経済が社会主義公有制経済を補完するものと明確に規定された。1981年7月に国務院による「都市部の非農業個人経済に関する若干の政策的規定」で、2名以内のお手伝いを、また技術性がやや高いまたは特別者は5名以内の弟子を受け入れることが許された。そこから、雇用労働者8人以下（8人を含む）かそれ以上かが、個人企業と私営企業を分ける境界線となった⁶。それらの私営企業に対する寛大な政策により、1981年の末に、個人企業は183万社までに増え、従業者数が227万人に達した。

1982年11月に開催された第5期全国人民代表大会第5回会議で憲法修正案が採択され、私有経済の合法性が初めて憲法で保障されることになった。それをきっかけに、個人企業数がさらに261万社に急増し、従業員は320万人を超えた。

1983年1月に鄧小平は、国家計画委員会、国家経済委員会、農業部などの中央官庁の責任者と会談したときに、一部分の人が先に豊にすることを許すという「先富論」を打ち出した。それを受けて、政府は、相次いで私有経済を支持する法令や政策を制定し、私営企業に対する営業許可書などの手続きを簡素化した。また、中央銀行も翌年1月1日より私営企業向けの融資を開始すると発表した。したがって、個人企業は590万社に、その従業員は746万人に達し、いずれも前年度より倍増した。

1984年10月に中国共産党第12期中央委員会第3回総会で採択された「中国共産党中央委員会の経済体制改革に関する決定」は、「政企分離」、つまり、政府と企業を分離させ、政府が企業の経営に関与しないという方針を打ち出し、また、私有経済が社会主義経済への必要な補充と明確に規定したので、表1に示したように、84年度の個人企業の社数およびその従業員は、また前年度より倍増した。

1986年9月に中国共産党第12期中央委員会第6回総会による「中国共産党中央委員会の社会主義精神文明建設の指導方針に関する決議」で、現在の中国がまだ社会主義初期段階にあり、社会主義公有制経済を主体としながら、多様な所有制経済を発展させるべきであることを初めて提起した。そこでの多様な所有制経済は、私有制経済を含んでいる。1987年10月に中国共産党第13期代表大会において趙紫陽総書記は、「中国の特色ある社会主義路線に沿って前進する」と題する報告の中で、私有経済の発展が、国民経済の発展を促進し、人民の多様な生活ニーズを満たしているので、迅速に私有経済を保護する政策や法令を制定すべきことを指摘した。それによって、私有企業の存在は初めて承認された。1988年4月に第7期全国人民代表大会第1回会議において憲法修正案が採択され、そこでは、「私営企業は社会主義公有制経済の必要な補充であり、国家は私営企業の合法的権益を保護する」条文が追記された。これによって、その以後私営企業は、憲法によって保護されるようになった。また、6月に国務院の公布した「中華人民共和国私営企業暫定条例」の中で、私営

⁶ 呉敬璉（1999）p167を参照されたい。

表1 中国における個人企業と私営企業の成長

年度	個人企業		私営企業	
	社数(万社)	従業員数(万人)	社数(万社)	従業員数(万人)
1979	10	15		
1980	80	81.4		
1981	183	227		
1982	261	320		
1983	590	746		
1984	1171	1766		
1986	1211	1846		
1987	1373	2158		
1988	1453	2305	9.581	164
1989	1234	1934	9.5	

出所：中国統計年鑑および中国の新聞記事。

企業は企業の資産が個人の所有に属し、8名以上の従業員を雇用する営利的経済組織であると定義された。したがって、その以下は個人企業とみなされることになる。そうした中国共産党指導部の私有経済に対する正しい認識、88年に憲法上私有企業を保護することが明確されたことにより、1986年～88年に個人企業数およびその従業員はともに増え続けた。とくに88年に8人以上の労働者を雇用する私営企業は9万社以上に現れ、その従業員は164万人にも上った。

しかし、1989年6月の天安門民主運動の失敗によって、趙紫陽をはじめとする改革派の政治家の多くが失脚し、陳雲を代表とする保守派の勢力が巻き戻し、改革開放は一時停滞したので、1989-91年の間の私有経済も低迷した。

4. 第二段階の改革（1992-2004年）

1989年の天安門事件による西側諸国からの経済制裁という不利な国際環境を打開し、また国内の計画経済を頑固に主張する保守派の台頭を抑えるために、政治の実力者鄧小平は、広東省の深圳や珠海、上海など改革が進んでいた南の地域を視察し、地方の共産党幹部との談話を通じて、改革開放の路線が100年も堅持し、全面的に市場経済化することを全世界に宣言した。これは、いわゆる鄧小平の1992年の南巡講話というものである。

1992年10月に鄧小平の南巡講話を受けて、中国共産党第14期代表大会では改革開放の加速を表明された上で、公有制を主体とし、個人・私営企業および外資企業はその補完を行うことが改めて強調され、さらに市場経済を推進することも表明された。したがって、鄧小平の呼び掛けにより、1992年から中国では市場経済体制への転換が本格的にスタートした。このような政治環境の変化により、1992年度末に個人企業は1,767万社、その従業員は2,468万人に増えた。同時に、私営企業は24万社、その従業員は232万人に急増した。また、鄧小平の南巡講話の中の「株式制をやってみるべきである」という指示によって、中国における株式制の導入が促進されて、全国に3,700社以上の株式制企業が現れた。

1993年4月に国家工商行政管理局は、「個人私有経済の発展を促進するための若干意見」を公表し、個人企業および私営企業に対して登録手続きの簡素化、参入できる市場の範囲の拡大、相互株式の持ち合いの可能、多様な経営の可能などの優遇政策を出した。1993年11月に中国共産党第14期中央委員会第3回総会では初めて国有企業、個人企業、私営企業、外資企業に対して平等に扱うことが発表された。それらを受けて、1995年に、個人企業は2,464万社に、その従業員は4,587万人に増えた。さらに、私営企業は430万社に、その従業員は5,018万人に上って、はじめて個人企業の従業員を超えた。

1997年9月に中国共産党第15期代表大会の決議により、私営企業の地位が社会主義経済の「補完するもの」から「重要な構成部分」へ格上げられ、私有経済と中国経済は密接不可分の関係へと発展した。1998年3月に第9期全国人民大会第2回会議で憲法修正案が可決された。修正された憲法においては、「非公有制経済が社会主義市場経済の重要な構成部分である」と明確に規定された。

1995年9月に中国共産党第14期第5回総会において、「中国共産党中央委員会の国民経済と社会発展の95計画および2010年遠景目標の制定に対する提案」が可決され、そこでは国有企業に対する改革戦略が提起され、また、自動車や石油や鉄鋼など重点産業における大手国有企業に対しては資本や政策の面で集中的に支援するが、経営不振の国有中小企業については合併や売却で整理するという方針が立てられた。

1998年3月に朱鎔基は国务院総理に就任してから、国有企業改革が本格的にスタートした。朱鎔基総理は当初それを2000年までに実現すると宣言した。そのために、(1)赤字企業の閉鎖・売却・統合、従業員削減、債務の株式化、(2)行政と企業との分離、(3)有限責任制、株式制、ストックオプション制度、従業員持ち株制度等の導入という方策が採られた。

国有企業の改革の結果、2000年末になって1997年末に赤字であった6,599社のうち、およそ7割を占める4,391社が黒字に転換したと発表された。その要因としては、企業の閉鎖や合併、民営化による国有企業の減少、雇用調整によるリストラの進展によるところが大きい。

表2と表3に示したように、1992年から2002年までの間に、私有企業は急成長していた。急成長の私有企業は、(1)株式制に転換した国有企業の一部の株の取得、(2)破産した国有中小企業の資産の買収、(3)国有企業との吸収合併によって、国有企業の改革に関わっていた。また、私有企業は、その改革の過程で生まれた国有企業の余剰人員の受け皿として、多くの元の国有企業従業員を再雇用した。

表2に示したように、1997年末に国有大企業が208万社、国有中小企業が447万社であったが、2000年末になって、国有大企業は149万社に、国有中小企業は262万社に急減し、つまり、三年間の国有企業改革により、それぞれ、59万社、185万社減少した。それに対して、1997年末に私営企業が96万社であったが、2000年末になって、176万社になり、80万社増加した。

表3からわかるように、1995年年末に国有企業には就業人口が1億1,261万人、集団企業には就業人口が3,147万人、連営企業には就業人口が53万人いたが、2000年年末になって、国有企業のそれは8,102万人に、集団企業のそれは1499万人、連営企業のそれは42万人になった。つまり、国有企業改革によって、国有企業の従業員の中3,159万人が、集団企業の従業員の中1,648万人、連営企業の従業員の中11万人がリストラされた。それに対して、1995年年末に個人企業、私営企業、外資企業など私有企業には6,400万人の従業員がいたが、2000年年末になってそれは9,418万人になり、つまり、3,018万人増えた。その急増した分の従業員はほとんど公有企業部門から流れてきたもの

表 2 1992～2002年企業形態別の企業数の変化（万社）

年度	国有大企業 (万社)	国有中小企業 (万社)	私営企業 (万社)	個人企業 (万社)
1992	155	416	14	
1993	195	516	24	1767
1994	217	546	43	
1995	221	534	65	2464
1996	216	501	82	
1997	208	447	96	
1998	184	374	120	
1999	165	317	151	
2000	149	262	176	3160
2001	131	220	203	

出所：『中国工商行政管理統計年鑑』

表 3 1978年-2017年全国就業人口と公有企業の就業人口の変化

年度	全国 就業人口 (万人)	国有企業 就業人口 (万人)	集団企業 就業人口 (万人)	連営企業 (万人)	公有企業の シェア(%)
1978	40152	7451	2048		24
1980	42361	8019	2425		25
1985	49873	8990	3324	38	25
1990	64749	10346	3549	96	22
1995	68065	11261	3147	53	21
2000	72085	8102	1499	42	13
2001	72797	7640	1291	45	12
2002	73280	7163	1122	45	11
2003	73736	6876	1000	44	11
2004	74264	6710	897	44	10
2005	74647	6488	810	45	10
2006	74978	6430	764	45	9.6
2007	75321	6424	718	43	9.5
2008	75564	6447	662	43	9.5
2009	75828	6420	618	37	9.3
2010	76105	6516	597	36	9.4
2011	76420	6704	603	37	9.6
2012	76704	6839	589	39	9.7
2013	76977	6365	566	25	9
2014	77253	6312	537	22	8.9
2015	77451	6208	481	20	8.7
2016	77603	6170	453	18	8.6
2017	77642	6064	406	13	8.3

出所：中国統計年鑑

表4 1978年-2017年私有企業の就業人口の変化(万人)

年度	私営企業	個人企業	株式合作企業	有限責任会社	株式有限会社	香港マカオ台湾系	外資企業	私有企業のシェア
1978		15						0.04
1980		81						0.19
1985		450					6	0.91
1990	170	2105				4	62	4
1995	956	4614			317	272	241	9
2000	2407	5070	155	687	457	310	332	13
2001	2714	4760	153	841	483	326	345	13
2002	3410	4743	161	1083	538	367	391	15
2003	4299	4637	173	1261	592	409	454	16
2004	5018	4587	192	1436	625	470	563	17
2005	5824	4901	188	1750	699	557	688	20
2006	6586	5159	178	1920	741	611	796	21
2007	7253	5497	170	2075	788	680	903	23
2008	7904	5776	164	2194	840	679	943	24
2009	8607	6586	160	2433	956	721	978	27
2010	9418	7007	156	2613	1024	770	1053	29
2011	10354	7945	149	3269	1183	932	1217	33
2012	11296	8629	149	3787	1243	969	1246	36
2013	12521	9335	108	6069	1721	1397	1566	43
2014	14390	10584	103	6315	1751	1393	1562	47
2015	16395	11682	92	6389	1798	1344	1446	51
2016	17997	12862	86	6381	1824	1305	1361	54
2017	19881	14226	77	6367	1846	1290	1291	58

出所：中国統計年鑑

と指摘されている⁷。

2002年11月に中国共産党第16期代表大会で「公有制経済の発展と民営経済をサポートする方針は揺るぎない」と唱えられた。また、2002年より私営企業の経営者の中国共産党への入党が許可され、多くの私有企業の経営者が中国共産党の第16期代表大会にも出席した。それから、2003年3月に第10期全国政治協商会議第1回会議にも65名の私営企業の経営者が出席した。2003年10月に中国共産党第16期第3回総会で「社会主義市場経済体制整備の若干の問題に関する決定」が可決され、インフラなどの公共事業への私営企業の参入が許可された。したがって、2003年の末に、全国の私営企業は301万社に増え、その従業員は4,299万人に達した。それに対して、個人企業は1995年より減り、2,353万社となり、その従業員が4,637万人で95年のそれよりすこし増えた。個人企業の減少は多くの個人企業が私営企業か株式制などの企業形態に変わったことによるものと考えられる。

2004年3月に第10期全国人民代表大会第2回会議で、1982年以来4度目となる憲法改正案が可決

⁷ 孫根(2017)P8を参照されたい。

され、そこでは「公民の合法的な私有財産は侵犯を受けない」と明記され、国民の私有財産権を憲法で保障されるようになった。それはまた私有経済の発展を大いに促進して、2004年年末に全国の私営企業は、前年度より増え、365万社になり、その従業員は5,018万人に達した。

5. 第三段階の改革（2005-現在）

2005年2月に中国国務院は「個人・私営企業等非公有制経済発展の奨励、支持および指導に関する若干の意見」を公表し、それは1949年の中華人民共和国建国以来、中央政府の名義で発表された私有企業に関する初めての政策文書である。そこで、「私有企業に影響のある体制的障害を取り除き、平等な市場での主体的地位を確立し、国有企業の独占する産業などが私有企業に開放されるなどの政策がだされた。それによって、2005年年末に、個人企業数は前年度より増え、2,464万社になり、その従業員は4,901万人になった。同時に、私営企業数も前年度より増加し、その従業員は5,824万人に達した。個人企業、私営企業、有限責任会社、株式有限責任会社、香港・マカオ・台湾系企業、外資企業などを合わせた私有企業の従業員数は、全国就業人口の中で20%のシェアを占めた。国有企業と集団企業を合わせた公有企業の従業員は、1995年までに全国就業人口の中で20%のシェアを占めたが、2005年になって、それは9.8%までに低下した。

2007年3月に第10期全国人民代表大会第5回会議で新企業所得税法が採択され、2008年1月1日から施行されてきた。それまでに中国では企業所得税法には、外資企業に適用される「外商投資企業および外国企業所得税法（1991年採択）」と内資企業に適用される「企業所得税暫行条例（1993年公布）」の2種類の税法が併存していた。1990年代に外資企業の投資を誘致するために、外資企業に対して優遇税制をとり、中国の私有企業を含む内資企業に対する逆差別の税制となっていて、内資と外資の間で大きな税負担の不均衡が生じていた。新企業所得税法の施行により、二つの税法を統合し、内資と外資に統一の企業所得税法を適用することになった。また、第10期全国人民代表大会第5回会議で「物権法」が可決された。それによって、私有企業の工業用地の使用権やほかの物的財産の所有権を法律上明確に保護されるようになった。したがって、2008年年末に、個人企業数は2,917万社、その従業員は5,776万人に増えた。同時に、私営企業数は657万社、その従業員は7,904万人に増えた。2008年度の個人企業、私営企業、外資企業など私有企業の従業員は全国就業人口の25%のシェアを占めた。

2010年5月に、中国国務院は私営企業の投資領域の拡大と多様化及び投資効率の向上を目的として「民間投資の健全な成長の奨励と誘導に関する若干の意見」を発表し、国有企業が独占する鉄道や道路などインフラ部門、石油・天然ガス、電力、金融など産業への資本参加を奨励・支持すると表明した。同時に、中央政府の関係省庁と地方政府に対し、具体的実施細則の策定を指示した。具体的には、①基礎産業とインフラ設備、②公共事業と政府保障型住宅建設、③社会文化事業、④金融サービス、⑤商業物流、⑥国防科学技術の六分野への私営企業の投資を促すというものである。これは、中国の重点産業への民間資本の参入障壁を取り除くための大きなステップである。2011年年末に、個人企業数は3,600万社、その従業員は7,945万人に上った。同時に、私営企業数は964万社、その従業員は10,354万人に増えた。2011年度の私有企業の従業員は、2億5,086万人に達し、全国の従業員人口の33%のシェアを占めた。

2013年11月に中国共産党第18期代表大会第3回総会において、私有企業が国民経済の成長、技術

表5 2005～2011中国における個人企業と私営企業の変化

年度	個人企業数(万社)	私営企業数(万社)
2005	2464	430
2007	2741	551
2008	2917	657
2009	3197	740
2010	3453	846
2011	3600	964

出所：中国統計年鑑および中国の新聞記事。

表6 中国一部省の私有企業の付加価値のシェア

年度	地域	私有企業の付加価値 (億元)	当該省 GDP のシェア (%)
2015	江蘇省	38564.00	55
2016	広東省	42578.76	54
2015	貴州省	5246.20	50
2015	遼寧省	20033.00	68
2015	黒竜江省	7564.70	52
2015	山東省	32070.00	51
2015	天津市	7781.42	47
2016	河北省	21583.10	68
2014	福建省	16165.37	67
2015	湖北省	16228.96	55
2015	安徽省	12647.90	58

出所：黄・応・徐・孫 (2017) pp. 7-8.

革新、就業拡大、国家税収の増加などに大きな貢献をしていることが認められ、私有企業の特殊な産業への参入障壁を撤廃すると同時に、国有企業改革への参与や株式制を含む現代企業制度の導入を奨励するとされた。表2と表3に示したように、2015年にすべての私有企業の就業人口が中国就業人口に占めるシェアは、51%に達し、公有企業のそれを遥かに超えた。また、2015年年末に私有企業によって作られた付加価値も中国GDPに占めるシェアは50%以上⁸になり、一部の地域の私有企業のそれは60%以上に達した(表6)。同時にすべての私有企業に収められた法人所得税や増値税などの税金が中国税収に占めるシェアは68%、外資企業および香港・マカオ・台湾系企業を除いた狭義私有企業のそのシェアも51%に達した。したがって、私有企業は中国の就業や経済成長にかなり大きな貢献をしたといえる。

2016年10月に中国共産党第18期代表大会第3回総会により、習近平の中国における「核心」地位が確立し、そこから習近平時代はスタートしたと思われる。習近平時代になってから、国有経済の増強、私有経済の縮小を意味する「国進民退」の動きが強まっているといわれている。現在、大型国有企業が私有企業を次々と買収し、私有企業の支配した領域を取り戻そうとしている。海外投資

⁸ 黄・応・徐・孫 (2017) pp. 7を参照されたい。

や事業の多角化に乗り出した大型国有企業も増えている。他方、電力や通信や金融などの産業においては私有企業に対する規制が以前より厳しくなった。

6. むすび

中国の改革の初期には、陳雲を代表とする保守勢力が存在したが、鄧小平を代表とする改革派は、中国の政治の主導権を握っており、また、大勢の若い知識青年の都市部への復帰に伴う深刻な失業問題を至急に解決する必要があることから、1979年に薛暮橋などの改革派の経済学者の提案を採用し、個人に自営業の許可を発行した。それによって、初期の私有企業としての個人企業がまず中国の南の広東省に現れ、それから全国に迅速に広がって、私有企業は中国で復活した。1981年に個人企業に対する雇用規制が緩和され、5人までの労働者の雇用が許可された。1988年になって、8人以上の労働者が雇用できる私営企業の経営が許され、その年に全国で9万社の私営企業が現れた。しかし、1989年の天安門事件の発生によって、趙紫陽など多くの改革派の政治家が失脚し、陳雲を代表とする保守派の勢力が台頭したので、1989年から1991年までの私有経済が低迷した。

改革の第2段階になって、1992年の鄧小平の南巡講話により、保守派の勢力が抑えられ、中国で社会主義市場経済体制が確立し、また、株式制の導入が促進され、全国に3,700社の株式制企業が現れた。1998年から2000年までの三年間において朱鎔基による国有企業改革が全国で行われて、多くの経営不振の国有企業は、閉鎖、売却、統合などの手段で整理されたので、国有企業は655万社から411万社までに減少した。それに伴って、3000万人以上の労働者がリストラされたが、その多くは、受け皿としての私有企業のところに流れていった。2002年になって、私有企業の経営者が中国共産党へ入党できるようになり、また、65名の私営企業の経営者は、私有企業の代表として全国政治協商会議に出席したことにより、私有企業の社会的地位は以前より向上した。それと同時に、私有企業のインフラなどの公共事業への参入も許可された。2004年に、憲法改正により、私有企業の経営者を含む国民の私有財産が憲法で保護されるようになった。

改革の第3段階に、まず、2005年に中国国務院は個人・私営企業など非公有制経済発展の奨励、支持および指導に関する若干の意見」という1949年以来初めて私有企業に対する政策文書を公表し、そこでは国有企業と私有企業を平等に取り扱い、それまでに国有企業の独占した産業を私有企業に開放するという政策がだされた。2005年年末に中国におけるすべての私有企業の従業員が全国就業人口に占めるシェアは20%に達し、公有企業のそれを大幅に超えた。次に、2007年に全国人民代表大会で可決された新企業所得税法によって、中国政府がそれまでに外資企業に対する優遇税制を廃止し、内資企業と外資企業を税制上同様に扱うようになった。同時に、全国人民代表大会で「物権法」が可決された。そこから、私有企業の工業用地の使用権やほかの物的財産の所有権を法律上明確に保護されるようになった。2007年年末にすべての私有企業の従業員数が全国就業人口に占めるシェアはさらに25%になった。2010年に、中国政府は国有企業が独占する鉄道や道路などインフラ部門、石油・天然ガス、電力、金融など産業への資本参加を奨励・支持すると表明した。2011年度の私有企業の従業員は、2億5,086万人に達し、全国従業員人口の33%のシェアを占めた。

2013年11月に中国共産党第18期代表大会第3回総会において、私有企業が経済成長や就業拡大や国家税収の増加などに大きな貢献をしていることが認められたと同時に、国有企業改革への参与や株式制を含む現代企業制度の導入を奨励する政策がだされた。2015年にすべての私有企業の就業人

口が中国就業人口に占めるシェアは、51%に達し、公有企業のそれを遥かに超えた。また、2015年年末に私有企業によって作られた付加価値も中国 GDP に占めるシェアは50%以上⁹になり、一部の地域の私有企業のそれは60%以上に達した。同時にすべての私有企業によって収められた法人所得税や増値税などの税金が中国税収に占めるシェアは68%、外資企業および香港・マカオ・台湾系企業を除いた狭義私有企業のそのシェアも51%に達した。

2016年10月に中国共産党第18期代表大会第3回総会により、習近平の中国における「核心」地位が確立し、本格的な習近平時代はスタートした。それから、国有経済の増強、私有経済の縮小を意味する「国進民退」の動きが強まっているといわれている。現在、大型国有企業が私有企業を次々と買収し、私有企業の支配した領域を取り戻そうとしている。また、電力や通信や金融などの産業においては私有企業に対する規制が以前より厳しくなっている。過去30年間以上続いてきた中国経済の高成長は、市場経済体制やそれによると競争がもたらした果実であるといっても過言ではない。しかし、「国進民退」がこれ以上進展すれば、今後、私有企業の投資意欲が萎縮しかねない。また、改革・開放が逆戻りではないかと懸念されている。これから中国経済の高成長を維持するために、国有企業の独占分野を私有企業に開放する約束を忠実に実施する必要があると思われる。

参考文献

- 呉敬璉（1999）『当代中国経済改革』青木昌彦監訳・日野正子訳（2007）『現代中国の経済改革』NTT出版株式会社。
伊藤宣生・張侃（2005）「中国における企業形態—その現状の紹介—」『山形大学紀要』第35巻第2号，PP. 37-69。
丹沢安治編著（2009）『中国における企業と市場のダイナミクス』中央大学出版部。
石建国（2017）「1998-2000年国有企業改革の回顧」『百年潮』第1号。
王海兵・楊蕙馨（2017）「中国民営経済改革と発展40年：回顧と展望」『経済と展望』Vol. 39, No. 4, PP. 4-14。
孫根志華（2017）「中国国有企業の改革」『城西国際大学紀要』第25巻第2号，PP. 1-18。
黄劍輝・応習文・徐繼峰・孫瑩（2017）「中国民営企業発展研究報告」『民銀智库研究』第43号，pp. 1-57。

⁹ 黄・応・徐・孫（2017）pp. 7を参照されたい。